


所管部課	総務部職員課	部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則			
	部課機関				
1. 要旨					
(1) 改正理由 期末手当の基準日において育児休業している職員に対する期末手当は、当該基準日以前の一定の期間に勤務した期間がある職員に支給することになっている。職員の3月期末手当の廃止に伴い、算定期間を改める必要が生じたことから、条例の一部を改正するものである。					
(2) 主な改正内容 3月期末手当の廃止に伴い、3月期末手当の算定期間を削り、6月期末手当の算定期間を改める（「基準日以前3箇月以内」を12月期末手当と同様に「6箇月以内」とする）。					
(3) 施行日 令和3年12月1日から施行。					
(4) 影響及び効果 適正な期末手当の支給が可能となる。					
2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済み。					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに条例改正の手続きを進めることとし、上記の条例を改正する議案を令和3年第4回市議会定例会に提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。